

令和6年度

学校いじめ防止基本方針



松江市立母衣小学校

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義といじめに対する本校の基本認識	1
3	いじめの未然防止のための取組	3
4	いじめの早期発見の取組	4
5	いじめの早期対応の取組【4つの『S』（スピードある対応、正確な事実確認、組織対応、誠実な対応）】	5
6	いじめへの対処	5
7	いじめ防止に取り組むための校内組織体制	6
8	その他	7
9	資料1 日常の指導体制(未然防止・早期発見)	8
10	資料2 緊急時の組織的対応(いじめの早期対応)	9
11	資料3 いじめ防止に関する年間計画	10

令和6年度 松江市立母衣小学校いじめ防止基本方針

令和5年8月改定

1. はじめに

子ども達が、心身ともに健康で個性豊かに成長すること、そして責任ある大人に成長することは私たちの共通の願いである。しかし、全国各地においていじめにより子どもが自ら命を絶つという痛ましい事件が発生するなど憂慮すべき状況にある実情から、いじめ問題の解決は、教育における大きな課題となっている。

いじめの問題は、子どもの人権に関わる深刻な問題である。そして、大人社会の問題としての体罰や虐待、様々なハラスメント等、不満やストレスにとらわれて起こる点で大人の社会問題とも共通する。

他人の傷みを我がこととして手をさしのべる心、断固として暴力を許さない強い意思、多様な他者を受け入れる寛容な態度など、子どもの手本となるよう人権意識を高めていくことは真に大人に求められている。「人を大切にする。」という地域社会の願いを受け、いじめを生まない・いじめを許さない教育環境づくりを社会全体で進めていかなければならない。

学校では、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制をより充実していくことが求められている。今後本校は、いじめ問題への更なる取組を進めることで、児童が安心して学校生活を送り、保護者の学校に対する期待に応えなければならない。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめ問題の未然防止と解決をめざすことをここに決意するものである。

2. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、放課後児童クラブや社会体育活動等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童との何らかの人間関係を指す。

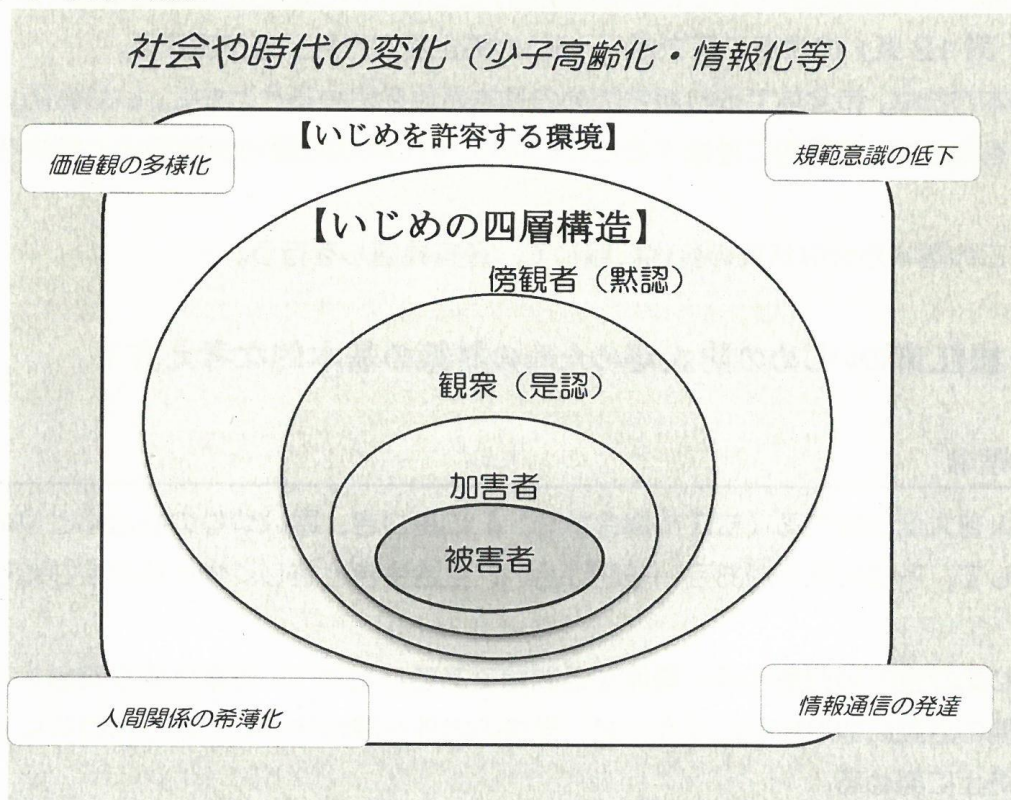
※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

本校においては、このいじめの定義の全教職員の共通理解を図り、いじめの早期発見・早期対応を心掛け、組織でいじめ問題にあたるようにしていくことを常に心がけたい。そのためには、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立つて行うことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害

が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していくように努める。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせたような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校のいじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

(2) いじめの構造



【いじめの四層構造】

いじめ問題は、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、喜んで見たりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」と呼ばれる存在がある。「観衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在といえる。この四つの層は、集団の行動の在り方と大きく関係している。

集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されることが重要である。

(3) いじめ防止と解決のための基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげる。

- ① いじめ未然防止、早期発見、適切な対応を図るため、開発的・予防的生徒指導（積極的生徒指導）を充実させ、教職員が子どもと向き合う時間を大切にし、子どもの声を大切にした教育相談体制を整備する。
- ② 教育活動全体を通じて、自他の生命を大切にする心、人権意識、公共心及び道徳的実践力等を育成し、より良い人間関係づくりの実践的な取組を行う。

- ③ いじめられている児童には非はないという認識に立った親身な対応を行う。
- ④ いじめは人間として絶対に許されないという意識を児童に徹底させる。
- ⑤ いじめを積極的に認知し、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに、保護者、地域、関係機関等との連携を図る。

3. いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本とは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。この基本をもとに取組を進める。

また、本校教職員が互いに信頼し合い、授業や生徒指導のことや子どものこと等について話し合い、悩みを相談できるような人間関係をつくっていくことが大切であるとする。

社会の急激な変化に伴う価値観の多様化、規範意識の低下、家庭のコミュニケーションの不足や周囲との人間関係の希薄化等、様々な要因がいじめの背景にあるストレス等につながる可能性がある。その改善を図り、ストレス等が適切に対処できる力を育むことが必要である。子どもが安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をめざして、認め、ほめ、勇気づけるなど愛着を形成できる関わりを続けることも未然防止に役立つものとする。

(1) 校内研修の充実

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について共通理解を図る。

(2) 教師自身の人権意識の高揚

- ・教師の不適切な言動や認識、差別的な態度や言動が児童に与える影響を再確認する。

(3) わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫

- ・「母衣小スタイル」を生かし、ストレス（ストレスの要因となるもの）を軽減する授業改善に努め、だれもが安心して自己表現ができる支持的風土づくりを目指す。
- ・授業のねらいを明確にし、ねらいを達成するために ICT 機器を効果的に活用することによって、意欲的に学ぶ子どもを育てる。
- ・子ども一人一人の学力保障に努める。

(4) 学習規律の確立

- ・チャイムと同時に授業が始まるようにし、授業に向けての構え、発表の仕方や聞き方の指導等、学習に対する基本的な姿勢を徹底させる。

(5) いじめをしない・許さない態度や能力の育成

- ・普段の道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育み、他者の気持ちを共感的に理解し、いじめを絶対許さないとする態度を培う。
- ・言語活動を様々な教育活動の場で取り入れ、人のことを大切に聴く姿勢を大切にし、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(6) 児童自らがいじめについて学び取り組む活動の充実

- ・児童集会等の時間を利用し、児童自身がいじめ問題を主体的に考え行動できるよう働きかける。

(7) 一人一人が活躍できる集団づくり

- ・児童一人一人が活躍でき、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他者から認められているといった自己有用感を持たせる場を意図的に設定する。
- (8) いじめ防止年間指導計画の作成
 - ・道徳、特別活動、学年・学校行事等で、いじめ防止につながる学習（「人間関係づくり」等の取組）を年間指導計画に位置付け適切な時期に適切な指導を行う。
- (9) 「学校生活アンケート」や「アンケートQ-U」の活用
 - ・定期的に「学校生活アンケート（いじめに関する項目を設ける）」「アンケートQ-U」を実施し、その結果をもとに、児童が安心できる「居場所づくり」を進める。
- (10) インターネットを通じて行われるいじめの防止
 - ・児童のインターネットの使用状況をつかみ、その中でのトラブルからいじめへと発展していくことを防いでいく。
- (11) 保幼小連携・小中一貫教育の充実
 - ・キャリア教育の充実を図り、児童が将来の夢や希望を持ち、それを志向した学校生活を送る場をつくっていく。
 - ・地域、保護者との連携や異学年交流、体験的な活動を計画的に取り入れる。
- (12) 特別な支援や配慮が必要な児童への対応
 - ・発達障がいを含む障がいのある児童がいじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
 - ・新型コロナ感染やLGBT（性の多様性）等、配慮が必要な児童については適切な支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4. いじめの早期発見の取組

たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを隠さず、積極的に認知する。そして、日ごろから小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報共有することが大切であるとの認識で取組を進める。

- (1) 児童観察の強化
 - ・毎朝の健康観察、授業中の表情等、日常的な観察を丁寧に行い、児童のささいな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- (2) 教職員相互の情報交換の充実
 - ・たとえささいな事柄でも、児童について気になる情報を、教職員が互いに情報共有することを共通理解する。
 - ・子どもを語る会など、児童理解の場を定期・不定期的に実施し、情報交換を図る。
- (3) 日記や連絡帳等の活用
 - ・児童とかわす日記の記述内容をチェックしたり、保護者から連絡帳や家庭訪問で積極的に情報

を提供してもらったりすること等で児童の交友関係や悩みを把握する。

(4) 「学校生活アンケート」や「アンケートQ-U」の活用

- ・これらの調査を定期的実施し、潜在的ないじめの積極的な発見に努める。

(5) 相談体制の充実

- ・教育相談期間を設定し、定期的な個人面談を実施したり、悩み相談に関する窓口を児童に知らせたりするなどして、児童がいじめをうったえやすい体制を整え児童の悩みを把握し対応する。
- ・「いじめ110番」「いじめ相談電話ホットライン」など、外部の相談機関を児童に周知する。

5. いじめの早期対応の取組【4つの『S』(スピードある対応、正確な事実確認、組織対応、誠実な対応)】

発見・通報を受けた時には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、全教職員が一致団結して問題の解決に当たることを基本に取組を進めていく。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為(悪ふざけ等)を発見した場合、その場ですぐその行為を止めさせる。また、けんかや悪ふざけであっても、子どもの感じる被害性に着目し、事情調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・発見・通報を受けた教職員はすみやかに学年部・生徒指導主任・管理職(「いじめ防止対策委員会」)へ報告し、決して一人で抱え込もうとはしない。

※いじめ発見時には、その日のうちに聞き取りを済ませ、保護者連絡を行う。

6. いじめへの対処

いじめ事案が確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速かつ組織的な対処を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて関係機関との連携を図る。

(1) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から事実関係の確認を行う。(いじめられている児童にも責任があるという考え方はとらない。被害を受けた児童を徹底して守り通す。プライバシーにも留意する。)
- ・その日のうちに保護者へ事実関係を伝える。(電話・家庭訪問等)
- ・複数の教職員の協力体制のもと、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、児童が安心できる体制をつくる。
- ・必要に応じ、いじめた児童を別室指導したり、状況に応じ出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラーや教育委員会・警察など外部専門機関の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われても、継続して十分な注意を払い、支援を続ける。

(2) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめた児童から事実関係の確認を行う。
- ・保護者へ連絡し、理解や納得を得た上で、学校と連携して対応するよう協力を求める。
- ・保護者に対して継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの背景に目をむけ、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じ、教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導の他、出席停止、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・懲戒を加える場合は、感情に任せるのではなく、教育的配慮に留意し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてる等同調した行為も、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級会や学年集会等で話し合い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込みには直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、地方法務局に協力を求めたり、所轄警察署に援助を求めたりする。
- ・いじめに係るアンケート等にネットいじめに関わる項目を設ける。また、学級指導等で子どものネット利用の状況を把握し、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・情報モラル・セキュリティー教育や情報活用能力に関する指導を進める。
- ・保護者への啓発活動を通し理解を求め、相互に見守れるように働きかける。

(5) 重大事態（①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合 ②相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められた場合）への対応

- ・「重大事態」と判断した場合は、市教委の指示に従い必要な対応を図る。
- ・いじめた児童に対する指導で、学校だけでは困難な場合は、関係諸機関（生徒指導推進室、警察、こども家庭支援課、児童相談所等）と連携を密に図り対処する。
- ・児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、警察と連携した対応をとる。また、その対応については、あらかじめ保護者に周知しておく。

7. いじめ防止に取り組むための校内組織体制

- (1) 「いじめ防止対策委員会」…いじめ防止に関する措置を実行的に行うための組織

○構成＝校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、当該学級担任、養護教諭
専門的知識を有する関係者（ＳＣ等）、保護者代表（ＰＴＡ会長、副会長）、
地域担当者（公民館長、児童民生委員）

○開催＝年間２回（その他、必要に応じて）

○主な役割

- ・いじめ防止基本方針の策定及び改定（校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・保護者・地域代表を中心に）
- ・情報収集、記録並びにいじめ発生時の迅速な対応方針決定及び実行
- ・いじめの相談、通報の窓口（担任、養護教諭を中心に）
- ・未然防止のための年間計画及び年間指導計画の策定（生徒指導主任・生徒指導部を中心に）
- ・家庭や地域との連携強化及びいじめ防止のための啓発活動（校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任を中心に）
- ・相談窓口の紹介、救済制度等の広報（教頭を中心に）
- ・教職員研修の企画運営（教頭を中心に）
- ・その他

(2)「人権委員会」…人権教育主任を中心に人権教育を積極的に進めるための組織

(3)「子ども支援委員会」…特別支援教育コーディネーターを中心に、支援の必要な児童への対応を進める組織

(4)「ケース会議」…必要に応じて関係者で支援の必要な児童への対応を話し合う。時には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた会議を開き、丁寧なアセスメントを行い、多角的視点から組織的対応を行う。

(5)「生徒指導部会」…生徒指導主任を中心に日常の生徒指導全般に関する諸問題に取り組む組織

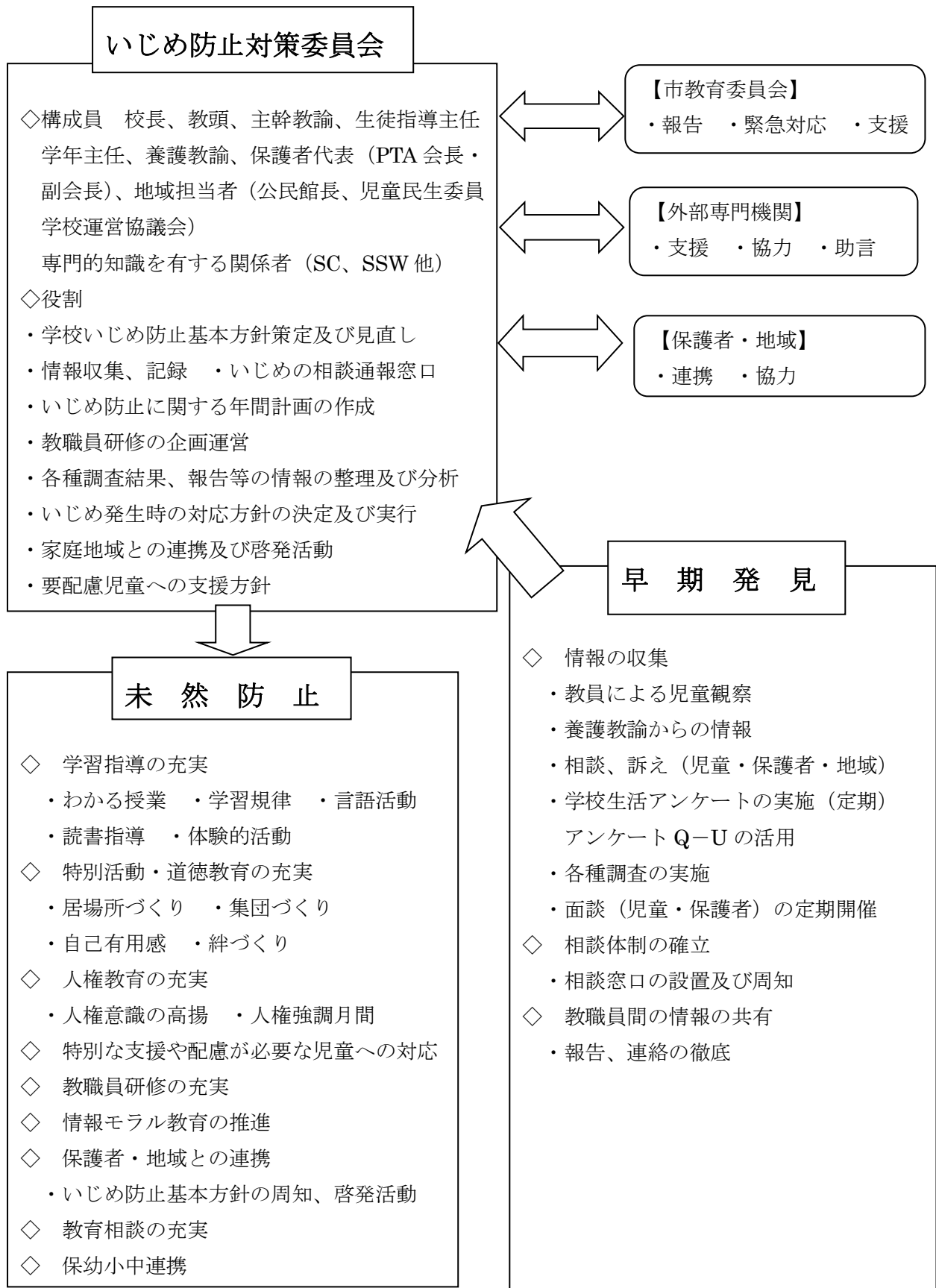
(6)「いじめ問題への学校取組振り返りシート」を活用し、担任、学年部、学校のいじめ対応の状況を振り返る。

8. その他

- 年間計画の取組が「PDCAサイクル」により、現在の学校の実態や課題に則した、より実効性の高いものとなるよう留意する。→学校評価・教職員評価の活用
- 複数年度にかかわる事案等に対応できるための記録の保管と学年間の引継ぎを徹底する。（マニュアル化）。

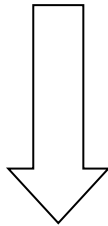
資料1 日常の指導体制（未然防止・早期発見） 松江市立母衣小学校

・学校いじめ防止基本方針 ・いじめを許さない姿勢
 ・風通しのよい職場 ・保護者・地域等との連携



いじめ認知（重大事態を含む）

※事実を時系列で記録に残す。



いじめ防止対策委員会

- ◇ 構成員
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任
学年主任、当該学級担任、養護教諭
専門的知識を有する関係者（SC、SSW等）
保護者代表（PTA 会長・副会長）、地域担当者（公民館長・児童民生委員・学校運営協議会）
- ◇ いじめ認知報告
- ◇ 調査、情報収集、対応方針等の決定
・目的、優先順位、担当者、期日など

調査・事実関係の把握

- ◇ 指導方針の決定、指導体制の確立（指導、支援の対象と具体的な手立て）
- 特定に対して（*懲戒 *出席停止）
→被害児童・保護者、加害児童・保護者
- 一部に対して→観衆、傍観者
- 全体に対して→学校全体、学年全体、学級全体

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

- ◇ 事態収束の判断
☆被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている。
☆その状況が、三か月以上続いていることを基本的な目安とする。

職員会議
*情報共有

【重大事態】
市教育委員会へ

関係機関

- ・警察
- ・市役所
こども家庭支援課
人権男女共同参画課
- ・福祉関係
- ・医療機関
- ・児童相談所
- *指導・支援**

保護者
*複数対応

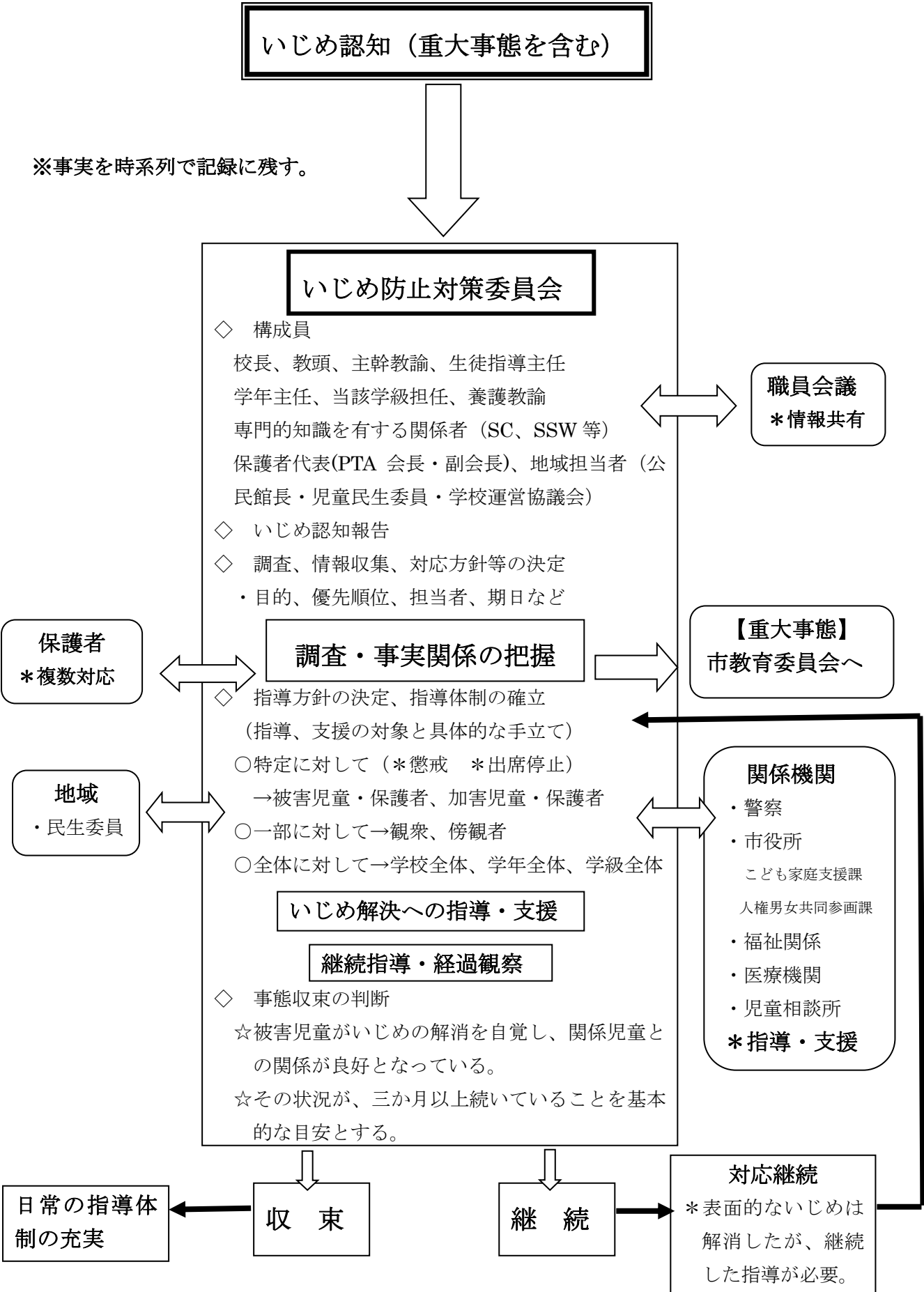
地域
・民生委員

日常の指導体制の充実

収束

継続

対応継続
*表面的ないじめは解消したが、継続した指導が必要。



月	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域との活動	小中一貫教育における活動
4	○いじめ防止に関わる共通理解 【職員会議】	○学級開き、学級ルール作り ○入学式	○個人面談	
5	○子どもを語る会 【職員会議】 ○学校生活アンケート実施【教育相談】 ○子ども支援委員会		○授業公開・PTA総会 学級・学年懇談会	○小中連絡会 ○挨拶運動 ○保幼小連絡会
6	○アンケートQU実施①（3～6年） *結果をふまえた考察と対応策の共有 ○いじめ問題への学校の取組振り返りシートによる成果や課題の確認 ○子ども支援委員会 ○ハラスメント研修	○5年生宿泊体験活動 ○3年遠足 ○児童集会	○学園教育推進会議	○挨拶運動
7	○いじめ取組自己評価の実施	○本に親しもうく図書委員会	○授業公開・懇談会	○挨拶運動
8	○QUアンケート分析・検討会 ○生徒指導に関する研修 【職員研修】 ○人権同和教育研修 【職員研修】 ○学校いじめ防止基本方針についての評価・改定 【いじめ防止対策委員会】			
9	○子どもを語る会 【職員会議】 ○子ども支援委員会	○ミニコンサート①<歌声委員会> ○1、2年遠足 ○児童集会	○PTA研修会「 」	○挨拶運動
10	○学校生活アンケート実施【教育相談】 ○教育相談 ○子ども支援委員会	○社会見学・4年遠足 ○修学旅行 ○校内音楽会 ○連合音楽会（5年）		○挨拶運動
11	○人権強調月間 ○アンケートQU実施② *結果をふまえた考察と対応策の共有 ○いじめ問題への学校の取組振り返り取組振り返りシートによる成果や課題の確認 ○子ども支援委員会	○『人権集会』 ○教育相談	○人権教育に視点をあてた授業公開・懇談会 ○個人面談	○挨拶運動 ○6年生中学校授業体験
12	○自己評価の実施 ○学校評価の実施 ○QUアンケート分析・検討会		○個人面談 ○学校評価	○挨拶運動
1	○子どもを語る会 【職員会議】 ○学校評価を受けての見直し 【学年会議・分掌会議・職員会議】 ○子ども支援委員会	○ミニコンサート②<歌声委員会> ○児童集会		○挨拶運動
2	○学校生活アンケート実施【教育相談】 ○いじめ問題への学校の取組振り返りシートによる成果や課題の確認 ○子ども支援委員会 ○移行支援会議	○なわとび集会<運動委員会> ○6年生を送る会	○新入生保護者説明会 ○授業公開 ○学園教育推進会議	○小中連絡会 ○保幼小連絡会 ○挨拶運動
3	○自己評価の実施 ○学校いじめ防止基本方針についての評価 【いじめ防止対策委員会】 ○移行支援会議	○卒業式		○中学校生徒会訪問